

# シャトルプレミアムカード 規約

■発行元：有限会社シャトル

■ご利用いただける場所 シャトル3店舗（二口、高岡、黒部店）でのお買物に使用できます。

■ご利用上の注意

・払戻しは、原則としてできません。 ・換金及び質権等担保権の設定はできません。

・汚損したり、折り曲げたりしないでください。 ・システム障害等により予告なく一時的にご利用できない場合があります。

・紛失した場合、盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、残高の返金または再発行はできません。ただし、有限会社シャトルの故意または重過失により、お客様の許可なく第三者に使用された場合はこの限りではないものとします。

■未使用残高の確認方法 各店舗での入金、利用の際等に、レシートに残高が記載されます。

## 1.会員資格

会員とは、本規約を承認の上、入会のお申込みをされ、有限会社シャトル（以下、「当社」とします。）が入会を承認したお客様（但し、申し込み時点において18歳未満の方を除く）をいいます。

## 2.会員カード

当社所定の入会申込書に必要事項をご記入・お申込みいただくことで、当社より貸与（発行）致します。会員カードの所有権は当社にあります。

会員カードの貸与（発行）にかかる費用として200円を頂きます、なお年会費は無料とします。

会員は会員カードの裏面に署名するものとし、署名なきメンバーズカードをご提示された場合にはご利用をお断りすることがあります。

会員カードのポイントを合算する場合や会員が退会する場合等、当社が求める場合において、会員は会員カードを当社に返還するものとします。

## 3.会員カードのご利用

会員カードはご本人のみご利用頂けます。

買取精算時にご希望のお客様にのみポイントで買取金額をお支払いします。

ポイントは500ポイント毎に500円でご利用いただけます。

会員は、レジでの販売、買取精算時に会員カードをご提示いただくことで、ポイントの付与や会員特典を受けることができます。

ポイントの付与など会員サービスは、カード現物のご提示があった場合にのみご利用いただけます。ご提示のない場合にはご利用いただけません。

会員カードをお忘れの場合

## 4.会員特典の内容

ポイントの有効期間は1年間とし、最終ポイント付与日より1年間経過後、累積されたポイントは失効致します。

お買い上げ商品を返品された場合、すでに加算されたポイント相当数を差し引きます。

以下の商品につきましては、ポイント加算、利用の対象外商品とさせていただきますのでご了承ください。

【ポイント加算対象外商品】金券・商品券・ギフト券・切手・ハガキ、その他当社指定商品

累計ポイントは、お買い上げ後のレシートにてご確認ください。

## 5.会員カードの紛失・盗難

会員カードの紛失・盗難の場合、事由の如何を問わずメンバーズカードの再貸与（再発行）は致しません。当社の定める方法にて新規貸与（発行）手続きをおとりください。この場合、それまでの累計ポイントは全て無効となり、ポイントについて一切の補償は致しません。

会員カードの紛失・盗難・その他第三者の利用により、会員に損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 6.会員情報の変更

会員は、ご住所、お名前、お電話番号など、会員情報に変更が生じた場合には、所定の方法により当社に変更事項を速やかに届け出るものとします。

## 7.会員資格の喪失

会員が以下の項目のいずれかに該当するとき、会員資格は喪失し、累積されたポイントは失効します。

・本規約に違反し、当社が会員として不適格であると判断したとき。 ・入会、会員情報の変更の申し込みに際し、故意に虚偽の申告をしたとき。

・その他、会員が本規約等に違反し、当社が会員として不適格と判断したとき

## 8.会員情報の利用目的と取り扱い

会員情報は、以下の目的のために利用・保持し、法令に基づき適切に管理致します。

## 9.会員規約の改廃

本規約、サービス内容は、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。その場合、都度、改訂後の本規約を当社ホームページへの掲示、公式アプリによる通知、その他の方法により会員に告知するものとし、告知の際に定める改正適用日をもって効力を生じるものとします。